



長野県報

8月5日(月)
令和元年
(2019年)
第27号

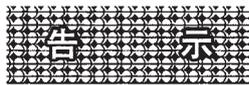
目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	1
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）	1
総合特別区域法に基づく指定法人の指定（産業立地・経営支援課）	1

公告

県営緊急耐震工事計画の策定及び縦覧（農地整備課）	2
正誤（税務課）	2



長野県告示第138号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和元年8月5日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
医療法人丸山会 丸子中央病院	上田市中丸子1771-1	令和4年8月13日

医療推進課

長野県告示第139号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和元年8月5日

長野県知事 阿部守一

- 土地の区域（形質変更時要届出区域）
中野市三好町一丁目312番15及び312番17の一部
- 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 形質変更時要届出区域に指定される土地の区域のうち、省令第58条第5項第10号に該当する区域（自然由来特例区域）

1の区域と同じ

水大気環境課

長野県告示第140号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定による指定法人の指定を次のとおり行いました。

令和元年8月5日

長野県知事 阿部守一

名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
株式会社シキボウ	大阪府大阪市中央区 備後町三丁目2番6号	令和元年 7月25日	令和2年 3月31日

産業立地・経営支援課